

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分
(例))

許可の更新申請の場合※で、事業計画に変更のない場合には、「1. 事業の全体計画」の欄に「変更なし」とのみ記入してください。※大阪府に提出の場合は不要です。

- ・大阪府内の食品製造工場が発生する動植物性残さを排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・大阪府内の建設等工事現場が発生する建設系廃棄物を排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、排出事業者との委託契約により、それらが含まれる旨を明らかにし、適正に収集運搬する。

申請書第1面で、石綿含有産業廃棄物を「含む」に○をした場合、必ず記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	動植物性残さ	1 t / 月	豆かす	〇〇食品株式会社 大阪府××市〇〇区 〇〇町一丁目2番3号		株式会社△△ 大阪府〇〇市△△区 〇〇町二丁目3番4号
2	廃プラスチック類	10 t / 月	建設等工 事が発生 する建設 系廃棄物	大阪府内		排出者指定の産業 廃棄物処分業者
3	紙くず	3 t / 月		同上		
4	木くず	20 t / 月		同上		
5	繊維くず	2 t / 月		同上		
6	ゴムくず	1 t / 月		同上		
7	金属くず	8 t / 月		同上		
8	ガラスくず	5 t / 月		同上		
9	がれき類	20 t / 月		同上		

廃棄物を運搬する具体的な処分業者の名称、所在地を記入してください。
大阪府・東大阪市・吹田市に提出する場合は、運搬する廃棄物が建設系廃棄物8品目(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類)の場合のみ省略記載を可能とします。

積替え保管を含まない場合はこの欄には、記入不要です。

1 備 ※(第1面)事業計画の概要のほか、申請内容に疑義等の認められる場合には、当該疑義等について所要の質問や補正書類の提出を求めるほか、必要に応じて現地確認を行う等の対応を行うことがある点、予めご了承下さい。審査の時点で、記入例によらずさらに具体的な名称、その他の資料の提出、現地の確認など求めることがあります。
※政令市に申請する際は、上記記入例によらず、具体的な排出者、処分業者の名称、所在地(番地まで)を明記してください。